

【マタニティキーホルダー等提供協働事業】

優先交渉権者の選考方法（別紙1）

令和3年9月

甲府市

【 マタニティキーホルダー等提供協働事業 】
優先交渉権者の選考方法（別紙1）

1 優先交渉権者の選考方法および採点について

(1) 優先交渉権者の選考方法

ア 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、技術点を指標とする。

技術点：「企画提案書記載項目及び提案評価項目（別紙2）」に基づき提案内容を評価し、後述の「2 技術点の採点方法について」に定める採点方法により算出した点数

次の前提条件を満たし、技術点が最も高い者を、優先交渉権者として決定する。

前提条件：履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

イ 技術点の最高得点が2者以上の同点であった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 評価点

各項目の評価の点数については、0～5点の6段階で評価する。

2 技術点の採点方法について

「企画提案書記載項目及び提案評価項目」（別紙2）に記載した提案書記載項目ごとに、提案を求める内容により、提案内容の評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表1 企画提案書評価の判断基準】に基づき、0点から5点までの6段階による評価を行い、必要に応じて評価者の合議(注1)を行った上で、各項目の評価点を決定後、【技術点の算出方法】の計算式により技術点を算出する。

(注1 評価のばらつきを補正するため、必要に応じて合議を行うことができる。)

【表1 企画提案書評価の判断基準】

評 価 点	判 断 基 準
0 点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。
1 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
2 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
3 点	平均的な内容である。
4 点	創意・工夫がある。
5 点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。

【技術点の算出方法】

「技術点」＝下記計算により、項目ごとに算出した点数の合計
・（評価点 / 5点）× 各評価項目の配点

※技術点の満点は100点とする。

以上